

○ホーバーターミナルおおいた利用規則

令和六年三月二十九日
大分県規則第十七号

ホーバーターミナルおおいた利用規則をここに公布する。

ホーバーターミナルおおいた利用規則

(趣旨)

第一条 この規則は、ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例(令和五年大分県条例第二十七号。以下「条例」という。)第十三条の規定に基づき、ホーバーターミナルおおいた(以下「ターミナル」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第二条 ターミナルの利用時間は、午前五時三十分から午後十一時三十分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場(機械により入退場が管理されるものに限る。以下同じ。)の利用時間は、午前零時から午後十二時までとする。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、前二項に規定する利用時間を変更することができる。

(休業日)

第三条 ターミナルは、無休とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業することができる。

(利用等の許可の手続)

第四条 条例第四条第一項又は第十二条の規定により許可を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、駐車場において、時間を単位とする利用(以下「時間利用」という。)をしようとするものについては、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

二 ターミナルの施設等の名称

三 利用又は行為の目的

四 利用又は行為の期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の許可をしたときは、許可書を申請者に交付するものとする。ただし、駐車場の時間利用の許可をしたときは、当該駐車場に自動車を入場させる際の駐車券の交付をもって許可書の交付に代えるものとする。

(工事の着手届等)

第五条 条例第四条第一項の規定により占用の許可を受けたものは、当該許可に係る工作物の設置に関する工事に着手したときは、直ちに文書でその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の許可を受けたものは、当該許可に係る工作物の設置に関する工事が完成したときは、文書でその旨を知事に届け出るとともに、その検査を受けなければならない。

(使用料等の納付)

第六条 条例第四条第一項により許可を受けたものは、条例第八条に規定する使用料等を知事の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場の時間利用の許可を受けたものは、当該利用に係る使用料を自動車を退場させる際に現金又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者による納付の方法により納付しなければならない。

(行為の禁止)

第七条 ターミナルの施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 めいていし、若しくは大声を発する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為

二 ターミナルの施設等(大分港西大分地区の港湾施設のうち知事が別に定めるものを除く。)を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為

三 危険物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと。

四 その他知事がターミナルの管理上必要と認めて禁止する行為

2 知事は、前項の規定に違反した者に対し退去を命ずることができる。

(行為の許可)

第八条 条例第十二条第二号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 露店を出す行為

二 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為

三 立入禁止区域に立ち入ること。

四 定められた場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。

(保安の責任)

第九条 利用者は、利用者による入場者の整理、警備、設備の操作、保全等に伴い生じた事故については、責任を負わなければならない。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、ターミナルの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。